

事務事業評価資料

施策名	食品表示監視体制の充実			所管部局課名	農政環境部農政企画局消費流通課				
事業名	食品表示信頼確保対策事業			担当者電話番号	食品安全係 内線4049				
事業目的	消費者の適切な商品選択のため、食品表示の適正化を図る。								
事業内容	食品表示の監視・指導（相談窓口の設置、食品表示指導相談員の設置）、消費者の食品表示に係る知識習得の支援				事業開始年度	平成22年度			
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額			
	事業費	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 29,622千円			
	人件費	0千円	従事人員	0千円	従事人員	22,971千円	従事人員 2.8人		
	総コスト（+）	0千円	従事人員	0千円	従事人員	52,593千円	従事人員 2.8人		
事業の目標	県内店舗における食品の適正表示			[目標設定理由] 消費者が食品を適切に選択して購入できるようにするため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H20	H21	H22
	生鮮食品適正表示店舗率	100%		-	-	100.0% (526千円)	-	-	100.0%
評価結果	必要性	・近年、食品表示偽装事件が多発し、偽装の手口も複雑巧妙化している。食品表示110番通報件数が依然高水準で推移するなど県民の食品に対する不信感がより一層高まっており、また、産地偽装の直罰化、米トレ-批`リイ法の成立など表示適正化の一層の推進や新たな制度への適切な対応が求められている。							
	有効性	・食品表示指導相談員の小売店舗等への立入調査により、食品表示の監視、改善指導を行うことで適正店舗率の向上が図られる。また、事業者、消費者の自主的取組を促すことで、偽装の未然防止につながっている。							
	効率性	・食品表示指導相談員の立入調査先を、県庁と県民局で役割分担するなど、効率的な調査・監視体制を築いている。							
	民間・市町との役割分担	・県は、JAS法及び米トレ-批`リイ法に基づき、小売店等に対する立入調査や適正な表示の指示などを行う。 ・消費者等は、不適正な表示等があった場合は、食品表示110番に通報する。							
	受益と負担の適正化	・、県民が食品の購入の選択に資することができるよう、JAS法及び食の安全安心と食育に関する条例に基づく県の責務として実施する。							
実施方針	方向性	(新規)	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	食品表示偽装等のJAS法等違反事例が多発しており、県民の食品に対する不信感が高まっていることや米トレ-批`リイ法などの新制度に対応するため、監視・指導体制の充実を図る必要がある。このため、相談窓口を設置するとともに、小売店等（1,000店舗/年）及び食品製造事業者（200事業所/年）への立入調査や科学的手法を用いた産地判別調査などを実施する。また、食品表示ウォッチャーの登録を通じて消費者の食品表示に関する知識習得と自主的な活動を促進する。								